

史料報

第 28 号

昭和53年 3 月

大阪編年史刊行について

藤 本 篤

(大阪市立中央図書館
市史編集室主査)

一

「大阪編年史」は、「大阪市史」編集の基礎作業として、明治三四年から同四三年にかけて作成されたものである。和装毛筆書きの稿本(一九・五センチ×二七センチ)で、全一三一冊、総丁数は二万八三八六丁におよぶ。原稿から明治二三年市町村制施行期まで、大阪市域を中心として、政治・経済・社会・文化など各方面にわたる事象・事件を編年体で配列した史料集であり、はじめに綱文をかかげ、次に出版・史料を原文のまま掲記すること、「大日本史料」と体裁は同じである。収録史料は「日本書紀」以下の六国史をはじめとする史籍、公私文書・記録、日記、伝記、案内記、随筆から、商工会議所

や各組合所蔵の「米商旧記」雑喉場魚市場沿革史」などの旧記類・編纂物、新聞記事に至るまで約一三〇〇件に達する。

この稿本は、「大阪市史」が完成したのち、「明治大正大阪市史」編集時に近代の部分が活用されたばかりは、その存在を知る一部の研究者の間を認めただけで、一般の目にもふれることも少なく、長く大阪市役所書庫に保管され秘蔵されていた。しかし、第二次世界大戦を中にはさんで、稿本収録史料が、とくに刊本として現在流布しているもの以外は、原本・写本ともに大半湮滅して研究を阻害していること、昭和三八年夏稿本が大阪市立中央図書館に移管されたことなどから、その翻刻刊行が

目 次

大阪編年史刊行について：藤本 篤(1)
所在調査報告Ⅱ茨城県那珂郡大宮町四倉家文書ほか・静岡県浜名郡新居町新居町戸長役場文書ほか……………(4)

寛永期の「吉利支丹起請文」からみた京都六角町の住民構成……………鶴岡実枝子(8)
新収史料紹介……………(12)
受贈図書・講習会関係記事・集報……………(14)

強く要請されはじめた。そこで中央図書館ではとりえず幕末までの翻刻事業計画をたて、昭和四一年四月から作業にとりかかった。これらい二二年目、ようやく史料本文・拾遺の校訂・編集を終え、翻刻本全二七巻のうち二巻の刊行を残すだけとなったので、この間の経験と反省についてふれておくことにする。

二

今回翻刻の対象としたのは、稿本全一三一冊のうち、幕末までの九二冊分(一万九三三二丁)である。明治期の三九冊分を除外したのは、収録史料の多くが大阪府の「布告及び布達」や新聞記事で、戦後における近代史研究の進展を考え合わせたこと、大阪編年史としてはいかにも十分であり、大幅な増補が必要であったためである。もつとも、幕末までの九二冊分についても、あとで述べられるように種々の問題があり、稿本をそのまま翻刻することにはためらいがあったが、翻刻要請がしきりであ

り、事業の早急な実施が期待されたため刊行にふみきった。

作業は、本庄栄治郎・黒羽兵治郎両博士に監修を委嘱し、中央図書館市史編集室が担当した。本来ならば稿本全体に眼を通し、十分な検討を加えたうえで、基本的な編集方針を決定すべきであったが、各年度二―三巻を刊行するという条件で認められた事業であり、二万丁近くの稿本を通読する余裕はなかった。そこで原則として稿本を尊重して、みだりに変改をせず、また疑問点についてはその都度協議することとした。この事業は終始時間と人手の不足に悩まされたが、この場合は逆に小人数であったことが幸いしたといえる。

稿本は四二五字詰の用紙に、丁寧に毛筆書きされているので、転写による時間を省くため、ゼロックスで複写したものを原稿にした。ところが、あらかじめ数社の印刷所に複写原稿を見せたところ、いずれも「変体がなや行書体・草書体が多く、こ

のままでは文選不能」という意見であつたので、それらの箇所については、原稿の右側余白に朱筆で楷書体や普通の平かなを併記し、一部については全面的に原稿用紙に転写した。この作業は、結局は新たに原稿用紙に清書する場合とほとんど変わらないほどの時間を要し、当初の予定を大幅に変更しなければならなかつたが、それでもなお最後まで稿本の複写を原稿とすることに固執したのは、転写によつて生じがちな誤写、丁落ち、行落ちを警戒したためである。

右の作業と平行して、監修者が原稿を通読し、稿本作成時の誤読・誤写と思われる箇所や、文意不通のところが指摘して付箋を張り、校訂時には特別に注意することとした。校訂に際しては、原文書・記録や影写本・写本などの現存するものはそれらと対比し、また稿本編集後に刊行された『大日本史料』『国史大系』『大日本近世史料』『萩藩閥閥録』『大阪商業史料集成』『大阪経済史料集成』『徳川禁令考』などの活字本や、『大阪商業史資料』その他の複製本も参考にしたが、館蔵外のものの所在については、『国書総目録』によつて知ることが多かつた。

三

さて、実際に校訂作業に着手したとき、さつそくいくつかの問題に直面した。まず第一は、稿本がなにを底本としたかということである。原

文書・記録については問題はなく、また写本として残されたものについては、その奥付の位置に「浜和助蔵本」「鹿田静七蔵本」などと明記されているものの、そのほかの一般的なもの、すなわち『本朝世紀』『吾妻鏡』などのように異本の多いものについては底本の記載がなく、結局は『国史大系』などと校合し、最終的には監修者の判断によつた。また原本は既に失われ、刊本だけが流布するものについては、稿本と刊本の異同が少ない場合は稿本を尊重したが、稿本が明らかに間違っていると判断した場合は訂正し、脱落と思われる箇所は「」でそれを追加した。たとえば『御触書之留並浜方記録』は、後に『近世社会経済叢書』の第二巻として刊行されているが、たまたま本庄博士が同叢書編者の一人であり、その刊行のいきさつがはつきりしているため、今回は稿本を主とし、逆に『大阪経済史料集成』に収録されている史料に関しては、これまた監修者の黒羽博士が、かつて厳密な校訂をされているだけに、

稿本の誤りを随分多く発見することができた。こうした事業には、すぐれた監修者を迎えることが、なによりも大切である。

第二には史料批判の問題がある。これは幸田成友氏以下当時の編纂員が、一〇年の歳月をかけ、文字どおり日夜を分たぬ努力の末に取捨選択したものにだけに、稿本を尊重するたてまえを守ることとした。ただしただ一つだけ例外はあつた。稿本収録の『貝塚天満移位記』（『歴代残闕日記』所載）を、「顕如上人貝塚御座所日記」と入れかえたことである。両記ほぼ同文であるが、前者は明らかに後者を写したもので、稿本に拠る限り「近木」を「近ホ」、「畠中」を「富中」とするような地名の誤写も多く、また誤写（脱漏を含む）による文章不通の箇所も少なくない。これに対して後者の「顕如上人貝塚御座所日記」は、顕如の側近にあつた本願寺右筆宇野主水の日記の一部で、原本はかつて貝塚本願寺であつた貝塚御坊（現在の願泉寺）の住僧ト半家に襲蔵され、のちト半家から大谷派本願寺（東本願寺）に寄贈されたものである。当時の編纂員がその存在を知らなかつたのであればやむをえないが、奥付に「和泉国泉南

郡貝塚村願泉寺蔵本、明治三十四年七月採訪」と記したかなり正確な写本が現存しているし、たまたま私の手許にも、かつて「貝塚市史」を編纂したとき原稿用紙に筆写したものが残つていたので、監修者に進言して、全面的に史料の入れかえを行なつた次第である。

第三には、全く予想もしなかつたことであるが、稿本自体にかなりの誤読・誤写や、行落ち、丁落ち、綴じ違いがあつたことである。さきに述べた監修者の通読により、付箋を張付けた箇所の多くがこれであつた。その数は付箋の枚数だけでも稿本一冊（平均二〇七丁）につき、約三〇〇枚に達した。「金沢町」を「金津町」、「樋之上橋」を「樋之上橋」、「御拔筋」を「御拔筋」とし、「住長秀」を「惟任長秀」、「市左衛門」を「市右衛門」とするなど、単純な町名・橋名・人名の誤りがことに多かつた。稿本が作成されたのは明治末期であり、現在よりもはるかに草書体に習熟していたはずであるが、編纂員に地元大阪の人がいなかったことが、こうした町名や橋名の誤読となつたのであろう。このほかにも「郷」と「卿」、「惣」と「悪」などの誤写もかなり多く、そのため引用

史料の意味がわからず困惑したこともある。

もつとも、文意不通の箇所のひとつは、行落ち、丁落ち、綴じ違ひなどであった。行落ちのなかで最も多かつたのは、願書・訴状・触書の類である。近世の願書・訴状には、従来の経緯をくどくど書き並べたものが少なくないし、触書には再触だけでなく、三度も四度も同じ内容で発せられるものがあり、その都度ほぼ同文を書き加えたものが多い。

したがって、転写の途中なんらかの事情で席を立ち、筆写再開のときに移りして中間をとばし、同じ文言のところから転写を続けたのであろう。はじめに述べたように、稿本引用史料がほとんど変体がなと草書体で書かれていたときには、改めて原稿用紙に写し直したが、このとき私自身右のような失敗をした経験がある。

訴状の一種で、中間が脱落していてもなんとなく文意が通じ、再校時によくやく気付くような始末であったが、こうなると全く文意不通のものより、かえって厄介である。校合は十分すぎるほど慎重に行ない、校正時には三校でも四校でも、朱付の箇所を点検するだけでなく、全文を繰り返して精読する必要がある。

文意不通のもう一つは、特殊あるいは専門用語が文中に使用されているときである。これらは辞典類にも収められていないし、最初は特殊専門用語であるから、その史料を利用する研究者には当然理解できるものと考えて、行書体・草書体を楷書体に書き改めただけであったが、監修者の黒羽博士から、「意味も分らないで印刷に付すと、誤写であった場合に困る」という叱責をうけ、塩魚・干魚関係は水産物仲買協同組合、阿波藍の流通や染色用語は三木文庫の後藤捷一氏、吹銅については住友修史室の川崎英太郎氏など、それぞれ

の現職あるいは研究者の方々に教えを乞い、誤写か誤写でないかを確認する方法をとった。しかしこの方法にも限度があり、確認しないまま印刷した箇所が少なくないのは、今に心残りである。

四

以上、校訂を終了した段階で、とくに印象に残ったことを書きつらねたが、着手いらい一二年間をふりかえってみると、反省すべきことばかり多い。稿本尊重主義は、たしかに当時の事情からやむをえなかつたものの、たとえば天正十一年の豊臣秀吉大坂築城に関する史料は、『黒田

家譜』が申しわけ程度に収録されているだけである。これなど当時の公卿の日記から外人宣教師の書簡に至るまで、史料も豊富であるから、約六三〇頁にもわたる大坂冬・夏の陣の史料を一部割愛しても、追加収録すべきであった。最初に述べたように、稿本をそのまま翻刻することをためらったのは、一つにはこうした収録史料のアンバランスがあつたと、二つには収録史料の大部分が現

地域の約四分の一にすぎない大坂三郷を対象としたもので、はたして『大坂編年史』の名にふさわしいかどうか疑問であつたこと、三つには戦前の編纂物であるため、神武天皇戊午年から始まり、近年急速にその研究が進展した難波宮や大坂城に関する新史料などを、どのように処理するか迷つたためであつた。

右のことは、十分な歳月を費せば当然解決できる問題であるが、一般の要請にこたえるため、最初から無理を承知のうえで、強引に事業に入れたことに対する反省はしきりである。校訂作業に関していえば、まだまだ対照すべき原文書・原本・写本の類は数多くあつた。それらを探る時間も欲しかったが、そのための努力もすべきであつた。たとえ

ば第一巻に収録した『明王誥命』(明王贈豊太閤冊封文)は、稿本の文意不通のため東洋史の研究者にコピーを送り、その教示を得て釈然としな

いま印刷したが、現物(重要文化財)が市立博物館の所蔵品であることを後になつて知り、その迂濶さに冷汗三斗の思いで、あわてて正誤表を挿入する醜態を演じた。

さらにまた、年表を作成するにあつては既刊分を読み直してみると、誤植の数も決して少なくない。弁解がましくなるが、与えられた条件下では、最善をつくしたつもりではある。しかし期限に間に合わぬときは、監修者の黒羽博士とともに、連日午前九時から午後九時まで、昼休みを返上して編集・校正につとめたといつても、それはあくまでも当方の事情であつて、将来長く残される『大坂編年史』の誤植は消えることはない

のであり、監修者および多数の利用者にご迷惑をおかけすることについては、今更ながら弁解の余地はない。

今後、このような企画をもたれる方々は、十分な準備と万全な体制を整え、悔を千載に残されることのないよう、念願すること切である。

茨城県那珂郡大宮町 四倉家文書 ほか

本調査は、昭和五二年八月二二日から二四日にかけて、茨城大学教育学部瀬谷義彦教授、茨城県歴史館佐久間好雄氏、同秋山高志氏、同小松徳年氏、同高橋実氏に調査員を委嘱し、さらに茨城近世史研究会の方々の御協力を仰ぎ、当館より藤村潤一郎、山田哲好、大藤修が参加して実施された。

茨城県には、那珂川、久慈川、利根川という三本の代表的な河川があり、そのうち那珂川は栃木県那須連山に源を發し、また久慈川は栃木、福島、茨城の県境に源を發し、それぞれ諸川を合流して一大河川として形成されたものである。この二本の川には生まれた那珂郡のほぼ中央部に大宮町が存する。町の中心部を水戸市と福島県郡山市を結ぶ水郡線が南北に貫き、国道一一八号線が水郡線に平行して走っている。さらに日立市から常陸太田市を経て栃木県の北西部を通って足利市に至る国道二九三号線が大宮町の中心部で交叉している。水戸市から大宮町の中心部までの距離は二四キロメートルであ

る。地形的には、大宮町は久慈川と那珂川には生まれた丘陵で、全体的にみると北部が高く、南部に低い傾斜をもっている。北部は標高二〇〇メートル前後の山波がつづき、南部は段丘上に発達した教倉地帯となっている。

「大宮」と呼称されるようになったのは、天保一四年の水戸藩の地方行政単位の改革以後であり、それ以前は部垂と称していた。この名称の変更は、「ヘタレ」ではいかにも語呂が悪いので村民が改名願を出したのが契機となっており、部垂大宮大明神甲宮の存在を強調して「大宮」と呼称することになった。

水戸藩は領内をいくつかの郡に分けて支配していたが、郡制については時代によりいくたびかの変更があった。水戸藩初期には南・北・中の三郡制がとられていたが、寛文一〇年に南・武茂・太田・松岡・野々上の五郡制がとられた。しかし、宝永元年に野々上郡が廃止となって、しばらくの間は四郡制が続いた。当時の大宮地方の村々は太田郡と武茂郡

との管轄下に置かれていた。寛政二年、野合組と野々上組が設けられて六郡制となり、野々上組の役所は八田村に置かれて、後にその地名をとって八田組と呼ばれた。享和元年には七郡制、翌二年には一一郡制となったが、大宮地方はすべて八田組の支配下に属した。

寛政一二年から享和二年にかけての相次ぐ郡改革は、荒廢の極に達していた農村の振興を目的としていたから、郡奉行には農政通の人々が起用された。八田組初代の郡奉行となつた高野昌碩(文介)は、「獨堯録」、「富強六略」などを著し、農政改革論者として知られ、太田村の郷医から認められて藩士に取り立てられている。天保元年四月には、有名な藤田東湖(虎之介)が六代目、八田組最後の郡奉行として赴任している。

東湖はこの時二五歳の若さで、在職期間は八か月あまりであったが、かなりの功績をあげ、八田組が廃止となり四郡制が復活するや北郡奉行に栄進した。藤田彪の名の見える文書が現在でも大宮地方に残っている。天保二年に、天保改革の一環として郡制改革が行われ、従来の一郡制による郡奉行の地方駐在をやめて、それ以前の四郡、すなわち武茂、太

田、南扱いの制度に復した。この結果大宮地方は太田扱い(北郡)の村々と武茂扱い(西郡)の村々とに分割された。天保五年と天保一三年には村の統合が行われたが、大宮地方の村の統合は天保検地終了直後の天保一三年に行われている。これは、戸数が少なく自立の困難な小村を二つ三つ統合して適正規模の行政単位を創出せんとしたものである。

近年、市町村史の編纂が全国的に盛行しているが、大宮町でも昭和三〇年に一町七か村が合併して新大宮町が誕生したのを機に町史編纂の機運が生まれ、以来いくたの曲折を経て昭和五二年三月に「大宮町史」の刊行をみるに至った。本調査に際しても、町史編纂委員会の方々の御助力を賜わった。以下、調査した史料の概要を紹介しておく。

○小野村四倉家文書(大宮町小野四倉士郎家所蔵、六〇〇点余)

大宮地方は久慈川と那珂川にはさまれている関係上、舟運に恵まれており、いくつかの河岸が存した。小野村は那珂川の沿岸に位置しており、四倉家は河岸間屋を営んでいた。しかも、大宮地方の河岸の中でも、この小野村の四倉河岸(下河岸)は久

慈川の高和田河岸と陸路で結び、奥州及び保内郷地方の年貢米をはじめ諸物資を取り扱う要路として重要な位置を占めていた。河岸の創業年代は確かではないが、宝暦七年に四倉善衛門が記録した「諸荷物年切請高並庭銭書上帳」によると、万治二年より奥州最上茶の取引を始めたとしてあるから、このころには河岸を営んでいたものと推測される。河岸の終りは昭和初期といわれている。

残存史料の大部分は河岸関係のもので、那珂川通河岸間屋仲間の川定法や運賃取極、河岸間の荷物送り証文や預り証文、河岸に関する願書・訴状類が中心をなしている。年代的には、ほとんどが文政―明治期のものである。また、明治二〇年に四倉新八郎が蚕糸業取締監査委員に任命された関係上、蚕糸業組合関係の史料もいくつが残っている。なお、四倉家は庄屋を勤めていたが、村政関係の史料はあまり残っていない。

○小野村宇留野家文書（大宮町小野宇留野信弘家所蔵、二四点）

二点を除いて他はすべて小野村の裨蔵関係の史料である。

水戸藩では、備荒のため光圀の時から長期の保存の可能な裨蔵に

納めさせていた。天保の頃水戸藩領内四郡で二八か所に裨蔵が置かれていたが、小野村も設置場所の一つであった。小野村の裨蔵は、文政四年正月に建替えの願書が出され、翌五年五月に普請が完了している。縦横が三間、二〇間（六〇坪）の大きさの棟が二棟建てられ、この普請に近村から一六九四人の人数が徴発された。天保二年に建築された裨蔵は、縦横の長さが三間、一六間（四八坪）のもので二棟であった。これは、同年に八田御陣屋が廃止となり、長屋がとりこわしになったため、それを引きとって裨蔵に建て替えたものである。宇留野家文書の大部分は、文政以降の裨蔵の造修履歴の入目帳である。

○菅又村長山家文書（大宮町若林中坪東長山春代家所蔵、一三四点）

「水府志料」によると文化二年の菅又村の戸数は六八戸である。天保一三年に引田村と合併して若林村となった。長山家は庄屋ないし組頭を勤めている。延享以降明治初年にかけての史料が残存しているが、庄屋・組頭・御山守の引継ぎ関係文書の他は特にまとまったものはない。

農村の窮乏は間引きの風を広めさ

せ、ために水戸藩はその禁止令を元禄ごろからたびたび出している。間引きの防止策として懐胎人改めが行われ、死産、流産、間引きに厳重な監視をさせた。長山家文書には文政七年の「菅又村懐胎人書上帳」が存する。これを見ると、懐胎人のいる家の全家族の名前・年令と持高が記され、本人の脇にいつから妊娠したかが註記されている。懐胎人調べは村役人が調査をして奉行所へ提出したもので、その後出生の性別を上欄へ書きこんでいる。死産となるとその理由を、組頭・十人組頭・隣家の代表の者が証人となって届け出ねばならなかった。

○野中村内藤家文書（大宮町野中内藤とく子家所蔵、一一点）

文化一一年から慶応三年までの「公私御用留」、慶応二年に加藤義明が記した「武田伊賀等始末書」、佐竹大系纂大成」等がある。

○小場村所家文書（大宮町小場所一郎家所蔵、一一点）

「佐竹国替時記写」、秋田御国替御供姓名帳写」、小場村八幡宮縁起」、煙草市場御免次第」、天明三年、文化四年、寛政二二年の「組

頭後役申付書」等がある。

○大宮町役場所蔵文書（四〇〇点余）
明治期の大宮地方の財政関係史料、幕末期の土地・租税関係史料が所蔵されている。大部分は旧上大賀村（区）のものである。

水戸藩天保改革の重要施策の一つに検地がある。この検地は天保一〇年に幕府の許可を得て同一三年に完了したものである。大宮町役場には、上大賀村、小祝村、岩崎村の天保検地帳が所蔵されている。その他、上大賀村の地租改正関係史料、上大賀区費徴収簿、大賀村歳入出入算簿、上大賀村の明治初期の普請関係史料が比較的まとまって残っている。

最後に、今回の調査に際して御助力を賜わった調査員の各位、ならびに茨城近世史研究会・大宮町史編集委員会の各位に深甚の謝意を表します。

静岡県浜名郡新居町

新居町戸長役場文書 ほか

東海道五十三次のうちで、風光明媚なところの一つに荒居関附近が数えられているが、この新居関所は、浜名湖の今切渡船発着所に設置されていたため、別名を今切の関所ともいわれる。今を去る一五世紀の頃は

浜名湖は淡水湖で、浜名川という一筋の川によって太平洋の遠州灘と結ばれていて、ここにかかっていた橋のためが橋本の駅で、「吾妻鏡」建久元年（一一九〇）十月十八日の條に、「於橋本駅、遊女等群参、有繁多贈物云々」とあるごとく鎌倉時代にもっとも繁栄したところであった。

この浜名川は遠江国の西端を流れる川で、橋本の西隣りの松山というところから遠州灘に注いでいたが、しばしば地震や津波によって浜名川の堤が決壊していた。とくに明応七年（一四九八）には数度の地震があり、ついに八月二五日の大地震は東海地方に大きな被害を与え、橋本駅は完全に破壊され、浜名湖は完全に潮の海となった。さらに永正七年（一五一〇）八月二七日の大津波によつ

て砂丘が決壊し、湖と海とが連絡する切れ口ができ、舞坂、荒井間に二七町間の隔りが生じ、以降この地を往来する旅人は、対岸の舞坂まで船によって渡らなければならなくなりここに分切という渡しが出現した。

江戸幕府は関東防衛の才一線たる中山道の木曾福島関と相俟つて、東海道上の一重要拠点として、対岸の新居に関所を設置した。東海道を下るとき舞坂より船で渡り、陸に上つたところが、関所の丁度真前になっている。この新居関所の創置の年代は慶長六年（一六〇一）とされているが、この関所はとくに、大名統制の一貫として施行された「入鉄炮に出女」すなわち江戸に入る鉄炮（武器）と大名の人質が国元へ逃げ帰るのを防ぐために女の出入を厳しく調べたことで有名であり、柳宮秘鑑にも「遠州荒井上方海道鉄炮改之」とある。この新居関所は、わが国唯一の遺構を残す現存物として保存され特別史跡に指定されている。

今回の調査はこの新居町教育委員会に保管されている新居町役場文書の未整理史料について所在調査を行った。

昭和五三年一月一三―一五日の三日間にわたり、新居町地元教育委員会・新居関所史料館の方々のご協力をえて、神奈川大学丹羽邦男教授のもと、新居関所史料館運営委員長渡辺敏郎・内田修造・渡辺和敏・沢木武美・山本光正・川鍋定男の諸氏の御参加をえて実施された。

正月気分もさめやらない一三日の朝一行は新幹線こだま号に乗って西に向うこと二時間半、車窓にめづらしく富士の全景を眺めることができ、加うるに新幹線も定刻に浜松駅にすべりこむという大変楽しい旅であった。ここで東海道線に乗りかえて、浜名湖を渡り西岸の新居町駅について、丁度時計の針は一二時をさしていた。駅におりたつた私共は、旧東海道をこれまた西に向つて歩くこと一〇分、右手や、奥まつたところに白壁の関所史料館があつた。その左に関所遺構が見事に復元され、

この新居宿は、元禄一五年（一七〇二）当時宿高一七四石四斗四合で家数八四四軒、人口三、六八一人であったが、幕府道中奉行調査による天保一四年（一八四三）の「東海道宿村大概帳」によると、「加宿」の橋本を含めて人口三、四七四人、家数七九七軒とやや減少を示している。しかし往還長き八町一八間、泉町に本陣三軒・旅籠屋二六軒と報告されており、当時の宿駅としては城下町を併有していた小田原・浜松・吉田宿などの例外を除き、かなり大きな「町」であつた。これはこの宿駅に街道の要所としての「関所」がおかれていたためであろう。同書には宿構成人員として問屋二人・年寄二人・船頭頭二人・同下役二四人・馬指四人・帳付四人・人足指四人・問屋場詰水主人足一人・舞坂詰船頭頭三人・同下役一人・水主三人が掲げられているが、このほかに四人の庄屋がいて貢租などの地方業務をあつかつていた。

新居関所は箱根関所とともに当時の関所としては重要かつ大規模なものであつて、幕府の出張役人が元禄一五年まで出向しており、それ以降も吉田藩から「関所奉行」が派遣され、明治二年（一八六九）正月二〇

日関所制度廃止まで約一七〇年間関所管理を行っていた。役人の総数は時代によって異なるが、元禄九年（一六九六）には関所奉行二人・与力一五騎・同心五〇人の関所役人とその下役の役人などを総計すると、多くの「武士」身分が居住していたことが判明し、江戸時代にはかなりの殷賑をきわめていたことが想像される。現在地名は静岡県浜名郡新居町で新居宿のほか中之郷・橋本・内山・大倉戸・松本新田などの旧村名を含め人口約一万余千人の養蠶と釣り人の町である。

本年度所在調査をおこなった新居町役場文書であるが、史料の伝来からすれば大きく二分割される。その一つは旧高須家文書である。高須家は江戸時代を通じて名主役を世襲し、また問屋を兼ねた時代もあり、屋号を若林屋と称し、桑名・四日市・名古屋方面の商人と油取引もして商家を兼業していた。さらに江戸後期には、遠州在住の国学者と交際がありみずからも国学を学び諏訪神社の神官をもつとめた。そのため史料の性格は、若干の宿関係文書（整理済）と、相当量の国学や商取引に関する往復書簡が残存している。いま一つは旧戸長役場文書で、近世の地方史

料（一部整理終了）と、明治―大正期の行政文書が大宗をなしている。ところで、旧高須家文書はすでに戦前に新居町役場に寄贈されていた関係上、旧新居町戸長役場文書とともに一括して、現在では新居町教育委員会所蔵文書として関所史料館に保管されている。したがってなかには旧高須家文書か、または旧戸長役場文書か、その旧蔵関係が判明できない史料も、若干ではあるが混在していることは否めない。

そこで今回は二班に分れ、グループは旧高須家文書のなかで未整理となつている書付類、主として書状類の整理を中心に作業をすすめ、他のグループは旧戸長役場文書の近代史料を中心に整理を行なった。

高須家の書付類は、大部分が国学者間の往復書簡である。高須家の六代目嘉兵衛元尚（寛政二―万延元年）と七代目嘉兵衛（文政一〇―明治、平六郎・葛根・松陰）の父子が国学を好み、とくに七代目嘉兵衛は本居大平の高弟中山美石に師事したことが明らかである。（高須平六郎略履歴）したがって国学者間の書簡、とくに鈴木勝右衛門が高須嘉兵衛・宗助・新助に宛てたものなど多くみられ、これらの書状を解説すれば遠州国学

の研究に新たな一ページを加えることができよう。そのほかは安政元年（一八五四）の地震に際しての拝借米証文や浜手堤御普請に関する差紙などを含めて約五〇〇点に及ぶ史料を調査した。

一方、旧戸長役場文書は明治―昭和に至る近代文書である。そのうち明治二年の町村制実施以降のものは、主として新居町の町財政に関するもので、なかには浜名湖を基盤とする漁業権に絡む契約書類もあるが、大半は廃藩置県から明治二〇年代にかけての所謂「旧戸長役場文書」である。

廃藩置県から明治初年にかけての送籍証を含む戸籍証文が比較的よく揃っており、職業を銘記してあるこれらの証文から、この時期の新居宿を中心とした諸階層の人口動態が把握できる。また大小区制以降、三新法、連合戸長役場期を通じて、各村からの区長・郡長・県令宛報告書も相当数残存している。この報告書は、

大小区制期には地租改正・秩禄処分に関連したものが多く、三新法以降では地方税徴収に関する報告書が中心である。前者の報告書からは維新後における士族の動向が、後者からは明治初年より一〇年代における浜

名湖漁業を軸とする新居町周辺の半農半漁村の村落構造、農民の再生産構造の実態把握も可能な好個の史料である。

なお町役場所蔵文書のなかには、近世の宿ならびに村行政の全貌を察知できる御用留がある。今回はこれらの詳細目録の作業も併行した。すなわち、元文三年二月から残存しているこの御用留は、天明七年二月まで二四冊、寛政一〇年八月―文久元年一月まで諸事書上控と表題が付され三四冊、明治五年一月からは再び御用留と改題され明治一年五月まで一〇冊で合計六八冊。内容的に非常に良質なもので、宿村ならびに関所関係の下達上申の授受形態が解明できる貴重な史料である。

以上今回の調査には、当館より浅井が参加したが、新居町出身の渡辺和敏氏の多大なご尽力と、丹羽邦男氏をはじめとする参加諸氏のご協力によって無事終了することができた。現地の新居町教育委員会教育課長金原戒雄氏や関所史料館柴田隆男氏をはじめ、館員の皆様方には、ご繁忙中にもかかわらず、特別のご高配をいただき、ここに改めて関係各位に深甚の謝意を表する次第です。

寛永期の「吉利支丹起請文」から みた京都六角町の住民構成

鶴岡 実枝子

近世初頭に、領主の夫役課徴の必要から行なわれた人別改、また切支丹禁制の貫徹を期して実施された宗門改の制は、それぞれの創始当時の意義が形骸化していった過程で、混淆・融合が行なわれて、ほぼ寛永期以降「宗門人別改帳」として全国的に毎年作成され、戸籍簿としての性格をもつようになったことは知られる通りであつて、統計的資料の寡少性が指摘される近世史料の中では、例外的に時間的にも地域的にも広域に亘つて同種類の数量的情報を提供するものとして重用されている。とは云え、現時点で発見・利用されている宗門改帳は、江戸時代に現実に作成された筈の量の九牛の一毛に等しい。しかも、これら現存の宗門改帳は、支配機構の違いや調査意図のニュアンスの相違もあつて、登録人の基準をはじめ、記載内容・形式は精粗さまざまである。また宗門帳の記載が必ずしも一〇〇%信頼性をもつものとは限らないことは、書上書類の通弊であつて、それらの個々の

史料の数量的操作には可成りの困難を伴ない、そこから得られる情報も可成りの制約をもつ。ここで紹介する京都六角町の寛永十二・十四年の事例は、私の狭い管見の限りでは近世初期の都市における住民構成を示すという稀少性に誘発されて提示するものである。ただ後年のものと違つて寺請判もなく、年齢の記載を欠く極くシンプルなもの、後続する宗門帳も現存しないから、一素材の提供にどれほどの意味があるかは危惧の多いところではある。

先ず起請文の前書に当る部分の原文を紹介しておこう。

吉利支丹宗旨にて無之一札一きりしたん宗旨になり、此前かたねかひ申事今に後悔二而御坐候間後々末代きりしたん二立帰る事仕間敷候、同妻子眷属他人へも其す、め仕間敷候、自然何方より伴天連參、こんひさんのす、めなすと云共、此書物判をいたし申上は其儀かつて以テ妄念にもおこし、取あつかう事に同心いたすましく候、

もとのきりしたんに立帰るにをひてハ、しゆらめんとの起請文以テ是をてつする者也

一上二ハ天公てうすさんたまりやははしめ奉り、もろくのあんしよの蒙御辭、死てハいんへる野と云於獄所、諸天狗の手に渡り、永々五衰三熱のくるしみを請、重而又現世にては追而らさるになり、人に白癩黒癩とよはるへき者也、仍おそろしきしゆらめんと如件

寛永拾貳年十月 六角町

慶長十九年大久保忠隣による京都でのキリシタン迫害は有名であるが当時の在京信者は七千人以上と云われる。それ故か寛永十二年のキリシタン改に際しても、ころび文言の形式を採用していたことは、同年十月所司代板倉重宗が発した黒印状で知られる(但し実際の転びの者に対しては、ここに示した文言の前に、何年から何年までキリシタンで、何年に転んだ旨を記す一カ条が追加される。中村直勝「日本古文書学」上、八六四―五頁)。

因みに後年の書写に成る六角町の「古記録集」には、「切支丹転び之者御吟味ニ付度々町分より連判にて証文差上候事」と題して

大久保石見守殿御改易ニ付当町江

度々御尋之事有之、町内男女不殘印形実書判致し、伊賀様江差上候事、但し右は六角町、長安殿用達人在之并ニ其家ニ石見守殿医師忍ひ居候故、ともに駿府江召連、右用達人家屋鋪欠所也、依之当町に預り物無之、勿論右邪宗門之者老人も無之段連印を以申上候

との記事がある。慶長十八年五月の大久保長安の死後改易処分真相は「御実紀」に長安生前の姦悪露見とあるのみで詳かではない。六角町の覚書が、この寛永十二年の起請文の存在を意識したものの否かは判らないうが、上方における初期のキリシタン改が浪人等の不穩分子の摘発の効果をも期待していたことは、近年公刊されている大坂菊屋町の宗旨改帳が他地より早く寛永十六年から残されていることから窺われる。

この六角町の寛永十二年の起請文には連判のあとに同年十月一日付の板倉周防守の訴人囑託銀の申渡書があり、つづけて

一今度被仰出候吉利支丹起請文書物家持借屋妻子下人迄町中家内二居申候者之分、老人も不殘出合判形仕置申候、并諸規類知音たりといふ共、従田舎罷のほり居申候者にても判形させ置可申候、若相違御

座候は如何様ニも御法度ニ可被仰付候

一 吉利支丹訴人御ほうひ御書付町中

二 写置申候、仍為後日状如件

亥十月廿一日

の後書文言があり、年寄三名・行事二名が連署して奉行へ宛てている。従つて起請連判から作成した表2は臨時に寄宿する者を含む可能性は否定できない。

連判の形式は各半丁を一世帯に當て、上段に世帯主を筆頭に家族が連署し、下段に下人下女が連署するのを原則とするが、小家族や下人数が多い場合等には家族の連署につづけて上段から下人の記載があることも稀ではない。特徴的なことは世帯主や俵は家持に限らず借屋人でも概ね書判で、母・内妻（この両者は名前の記載を欠く）・娘は印判が多く、幼児や下女は判じ物のような略押や筆軸の頭を用いたものが多いが、世帯主でも印判を用いたもの、女性や下人でも結構立派な花押をもつものも珍しくなく、書判・印判の使用による階層性は可成り稀薄である。

ところで、室町通りと併行して京都の市街を南北に貫通する新町通りを狭んで東西に構成された六角町の町名そのものは、一二世紀初頭頃に

設定されたと伝えられる生魚供御人の存在で知られる。川嶋将生氏によると、一四世紀初頭の同町生魚供御人は十余人で構成され「皆女商人」であつたという。商業座としての町から生活共同体としての町が形成されていく過程で、生魚供御人の存在が六角町でどのような位置を占めていたかは、中世史に無知な私には皆目判らない。また生魚供御人の存在がストリートに京都の生魚市場としての六角町の繁栄に繋るのかも疑問に思われるのであるが、一五世紀以降内蔵寮の頭を世襲する山科家の支配下にあつた六角町が、その中世的羈絆を脱する経緯については、川嶋氏の「町衆のまち京」の一章節にとりあげられている。その間六角町の住民構成がどのように変化したかは知る手掛りを得ないが、戦国期に京都に展開された法華門徒の団結による「地子無沙汰」を含む自衛と自治の闘争は、下京の拠点となつた六角堂に近い六角町を、もろにその渦中に捲き込んだであろうことは想像される。下京全焼という事態を招いた

「天文の法難」後に形を整えた町の連合体である町組織は、町ごとに年寄または月行事、町組に月行事、上京下京に各十人の宿老がおかれて

自治的運営が行なわれたというが、六角町は下京五組五九町のひととして中組に属し、六角堂で行なわれる町組の諸入費の割賦を負担していることが「古記録集」に見出される。それらの記事から永禄一・天正年間の六角町には水谷・早川・松村姓の年寄・月行事の存在が知られるが、更に天正八年の「官途帳」から「六角町連綿名」として、上記の三家を含む十二家の姓を摘記している。彼らがかような系譜をもつものかは明らかではないが、当時の六角町における上層家持の存在を示すものと思われる。そこには一五世紀後半ごろの京都の町にみられる間口一〜二間の狭い町屋が大半を占める中であつて、けた違いに大きな間口の酒屋・土倉が点在する町の景観とは可成り異なつた状況が現出されているように思われる。

寛永十一年徳川家光の上洛に際して京都町人へ銀五千貫が下賜されたが、六角町ではこれを「当町三拾九人割」と記している。表3が示す通り翌十二年の連判による家持数は三〇戸であり、この三九という数字は当時の間口割の軒役数を示すと考えられる。家持三〇軒で三九軒役を負担する町地の分割所持があつたとい

うことである。聊か後年に属するが延宝二年正月の「家数并間口裏行の覚」を集計すると、六角町の東側の家並の全長は五九間五尺六寸、西側の長さは長短があるが（裏行は三三間二尺五寸・一八間半・一四間三尺・一二間一尺のほぼ四段階ある）、三九軒役とは一町一軒役の免除を通例として、東西に二〇軒宛の家並を想定すれば、平均三間間口が標準的な町屋であろう。六角町の地の口割は元和五年に定るとあるから、寛永時には軒役も固定化していたと思われるが、当時の町民の町屋所持の状態を復原する手掛りとしては聊か頼りないが、延宝二年の前掲史料を整理して筆数を確かめたのが表1である。

表1

間口の規模	戸数(延宝2年)	筆数
1 間3尺~1間4尺	3*	2
2 間~3間未滿	12	16
3 間~4間	2	4
4 間~5間	4*	2
5 間前後	2	3
6 間2~3尺	2	2
7 間3尺前後	1	1
8 間半1尺	2(一筆)	1
9 間4尺1寸5分	1(一筆)	1
10 間4尺3寸	1(三筆)	1
11 間5尺	1	1
計	30	32

* 町之家1カ所(1間4尺3寸)を含む
** 町会所1カ所(4間2尺5分)を含む

表 2

	世帯主	妻	子供	娘	父	母	その他	家族人数			下人人数			世帯人数合計		家族増減		下人増減		備考
								男	女	計	男	女	計	男	女	男	女			
1	清兵衛(行事)	1	1			1	*2	4	2	6	1	4	5	1101	*-2	1		1	*は弟・甥	
2	弥兵衛	1						1	1	2	0	3	3	577		1	1			
3	隆怡(年寄)	1	1	1				1	2	3	5	0	2	711	1			3		
4	隆光					1		1	1	2			211		-1					
5	長右衛門(原口姓)	1	1	1	1			3	2	5	4	2	6	1144	-1		-4	-2		
6	油屋後家							1	1	1	1	1	221							
7	清左衛門	1	1	1				2	2	4	5	1	6	1091	1			-2		
8	善兵衛	1	2					3	1	4	16	6	22	2624		2	-5	1		
9	又右衛門		1			1		2	1	3	3	2	5	861	-1			-1		
10	友役(年寄)	1	1					2	1	3	2	1	3	661		1	-1			
11	五郎左衛門	1		3				1	4	5	1	1	2	761				-1		
12	源兵衛	1			1		*1	3	1	4	1	1	2	681	-1	2		1	*は甥	
13	吉右衛門(年寄)	1	1	3			*1	2	5	7	1	1	2	981	-1				*は弟の妻	
14	太郎右衛門		1	2				2	2	4	3	3	6	1010						
15	彦十郎					1		1	1	2		3	3	541			1	-2		
16	おことや後家		1				*2	1	4	5			521	-1	-2				*は伯母・同人子	
17	八左衛門	1	2	3				3	4	7	1	3	4	1101						
18	孫左衛門(松村姓)	1	1			1	*1	2	3	5	4	2	6	1113		2			*は弟の妻	
19	治兵衛	1	1	1			*1	3	2	5	4	2	6	1112		1			*は甥	
20	兼利(行事)	1		2				1	3	4	5	4	9	1312		1	-2			
21	吉兵衛	1	2					1	3	2	5	4	2	6	11				寛永14年には不見当	
22	源四郎	1		1		1		1	3	4	2	1	3	771		1	-2	1		
23	惣兵衛		2			1	1	4	1	5	4	13	17	2211			-4	-7		
24	隆二					1		1	1	2		2	4						寛永14年には不見当	
25	二右衛門	1	1		1	1		3	2	5		1	1	651	-1				寛永14年不出	
26	四郎右衛門						*2	2	1	3		1	1	441		1	-1		*は妹・甥	
27	左近(松尾姓)	1	2					1	4	1	5	1	1	2	7				以下寛永14年不出	
28	三文字屋後家		2	3			*1	2	5	7	3	4	7	14					*は弟の妻	
29	小澤(水谷姓)	1	2	2	1			4	3	7	1	3	4	11						
30	喜庵(くすし)	1	1					1	3	1	4	1	1	2	6					
	計	20	27	23	4	11	15	66	64	130	67	71	138	268	-4	8	-17	-10		
借屋1	松尾家 久兵衛	1	1	2				2	3	5			5	51		-1		1		
2	油屋家 惣左衛門	1		1				1	2	3	1	4	5	871		-1				
3	橋屋家 喜右衛門	1						1	1	2	1	1	2	451	1					
4	会所家 忠兵衛	1	1			1		2	2	4	2	1	3	7						
5	おことや 八右衛門	1	1	2				2	3	5			5	541	-1					
6	小源家 兼珠	1	1	1				2	2	4		1	1	5						
7	井筒屋家 善兵衛	1	2				1	4	1	5		1	1	6						
8	天王寺屋家 庄兵衛	1	1					2	1	3		1	1	451			1			
9	吉兵衛家 長右衛門	1	1					2	1	3	2	1	3	6						
10	隆二家 庄兵衛	1		1	1	1	*1	3	3	6	1	1	2	881	*-1		1		*は弟	
11	四郎右衛門家 妙長							1	1		2	2	3	331					寛永14年には家持	
	計	10	8	7	1	2	2	21	20	41	7	13	20	61						

注1. 世帯人数合計の欄の()内は寛永14年度の数字、その右欄の増減はその内訳を示す寛永12年との比較

表 3

	寛永12年			寛永14年		
	家持	借屋	計	家持	借屋	計
戸数	30戸	11戸	41戸	27戸	15戸	42戸
人数	133(67)	28(7)	161(74)	90(42)	38(15)	126(57)
男女	135(71)	34(13)	169(84)	118(57)	48(22)	165(79)
計	268(138)	62(20)	330(154)	208(99)	86(37)	291(136)
1戸平均世帯人数	8.9人	4.6人	町内人口中 下人下女の 占める割合 47.9%	7.7人	5.7人	同左 46.7%

注 人数欄の()内の数字はそのうちの下人、下女数を示す

延宝時の家持の戸数は三〇(但し内
二カ所は町有の家と会所)と寛永十
二年と同じであるが、町屋所持の実
態は変化していることが、戸数と筆
数の相違が示している。延宝時に二

三間間口が一三戸と最も多いもの
の、軒役が固定化したそれ以前の段
階では一六戸(筆数)が存在したと
思われ、零細規模の町屋は減少の傾
向にある。また最大の間口は二二間

弱の一戸であるが、これは二間五尺
九寸・二間九寸五分・六間四尺五寸
の三筆分で延宝以前における買添に
よるものと推測されるから、往時の
最大の間口は一筆で九間四尺余の一

戸であったと思われる。筆数で確か
める限り標準より大きい四間間口以
上は往時には一二戸で、先の天正時
における「連綿名」の数と一応符号
するが、偶然の一致かも知れない。
以上、寛永十二年の六角町の住民
構成をみる上での予備知識としては
冗慢な史料あきりに紙幅を費してし
まった。表2を整理して、二年後の
寛永十四年との異同を対照したもの

が表3・表5である。

寛永十二年についてみれば、家持三〇・借屋一一の計四一戸で、男女別の人数は女が若干上廻っている。家持のうち下人下女をおいていない家は、母と二人家族の4と、世帯主が後家である16の二戸、借屋でも一世帯当りの雇働数は全般に家持より少ないが、下人下女の居ないのは二戸（内一は町の会所家）のみであつて、下人下女の町内人口に占める割合は四七・九%、家持に限つてみれば家族人数を超えている。家族人数の平均は家持が四・三人、借屋が四人で、一世帯当り下人・下女の雇働数の平均は家持が四・六人、借屋が一・八人であるが、家持の場合には二二人・一七人と、とびぬけた家が

表4

下人数 下女	家持(戸数)		借屋(戸数)	
	寛永12	寛永14	寛永12	寛永14
22	1	1		
18	1	1		1
17	1	4		1
9	1	3	1	1
7	6	4	2	3
6	2	2	3	5
5	2	4	3	2
4	7	2	3	2
3	3	2	2	2
2	2			
1	0			
計	30	27	11	15

表5

家族数 家人	家持		借屋	
	寛永12	寛永14	寛永12	寛永14
7	4	2		1
6	1	3		2
5	10	9	1	3
4	7	4	2	3
3	3	2	3	5
2	4	3	1	1
1	4	4	1	5
計	30	27	11	15

回居するのは四戸、母が一戸、両親が共に同居するのは一戸のみ、また伴が妻帯しているのは三戸（うち一戸は戸主が後家）で、借屋の場合には末筆の妙長を除けば全部妻帯者であるが、父と同居は一、母が二戸のみであつて三世代に亘つて家族を構成する例が非常に少ないことである。二年後の寛永一四年についてみると、戸数は家持が三戸減じ、借屋は四戸を増し、全体で一戸の増加となつている。但し寛永十二年の家持のうち、二年後に名がみえないのは、表2の21、24、27、28、29、30の六家もあつて、新顔の家持は借屋から家持となつた妙長のほか二家の計三家、差引三家の減といふのがその内訳である。借屋の場合は十二年から

各一戸あり借屋にも五人の家があつて、その平均値を計ることは難しい。家族構成で指摘されることは家持三〇戸のうち、戸主の父が

十四年につづいてゐるのは1、2、8、11、13、15の六家で可成り移動が激しいが、新顔九家のうちには消滅した家持六家のうちの二家を肩書に付す借屋各一戸があり、数字の上に見られる家持の減少と借屋の増加を短絡的に把えることには問題があるように思われる。人口は借屋の場合男女各一〇人の増であるが、全体で三九人の減少で、家持世帯における男性人口（下人を含めて）の減少が目立っている。それは家持の小さな家族化の傾向に連なるもので、家族人数の平均は家持四人、借屋三・二人となり、家持の単身家庭が四家も生じている。また下人下女の戸当り雇働数の平均は家持三・七人、借屋は二・五人と両者の懸隔が狭まつている。

表2の備考欄左隣の家族・下人の増減は十二年から二年後の変化を示したものであるが、家持では二年間に女兒の出生が八件もあり（男児の出生は二件）、それらの家の多くは新たに乳母（ちい）を雇働しているのも特色である。当時の六角町における職業構成を知り得る史料がないので、家持・借屋層の奉公人雇働の内訳は探り難いが、両年の連判を対照して知られることは、短期の奉公人

が非常に多いこと、そして子供の出生には乳母の雇働を伴うのが当時の家持層の一般であつたことを示している。

因みに寛文十三年の六角町法度書には町内居住を禁じる職種として、米屋、検校・座頭、雪駄屋、猿樂、あをや・紫屋・すおうや、博労、にごんや、薬罐屋、鍛冶屋、にせばくや、絞油屋、練物屋、鞠屋を挙げている。

僅か二年の間に認められる六角町の住民構成の変化の激しきは、戸籍簿以前としての史料の制約乃至不在地主の問題など、疑問の部分も多く残しているが、家持・借屋層にみられる家族構成・奉公人雇働の在り方は、今後の課題として、町民の監督相続の在り方と借屋層析出の問題、それらが近世的都市の展開の過程でどのような「町」共同体を成立させたかを問われるべきであろう。

付記、小稿で紹介した「六角町文書」は、昭和五一・五二年度文部省科学研究費一般研究(B)「近世史料の体系的に關する基礎的研究」の一環として、京都市史編さん所の収録フィルムを複写させて頂いたものである。同編さん所のご理解あるご援助に厚く感謝いたします。

昭和五二年度 新収史料紹介

⑤はマイクロフィルムによる収集を示す

受託史料

岡谷繁実文書

本文書は、館林・秋元家の家中であり、維新後は修史館に勤めた岡谷繁実(天保六年―大正八年)に関係のある史料である。このたび岡谷繁雄氏の御尽力と関係者の好意ある御協力により当館が寄託を受けることになったもので、岡谷氏をはじめ関係の皆様にご心より謝意を表する。

本文書は、その成立からみれば、岡谷家に伝蔵したものと、繁実が筆写・著作したものとに大別できる。伝蔵史料としては、中世末に武州深谷辺で勢力を有していたことをうかがわせる謙信や氏邦の文書をはじめ近世初頭の信繁の代に秋元家に仕えて以後、その封地に從って転住する間に成立した、藩主書状や秋元家に関する記録および兵学書などがある。

繁実が直接関与したものとしましては、幕末から維新後に至る各種の日記、「岡谷文書」(全八冊)をはじめ繁実自身も参画した幕末―維新期の政情を示す史料、数次にわたって改稿し

た岡谷家の家譜、「通志」およびこれに端を発する著作権事件資料などである。なお、本文書は昭和44・48両年度にマイクロ収集しており、本誌10・20号に報告してあるので、参照していただきたい。(総点数四七一点。原蔵者〓船橋市夏見台一―二〇―二二―一〇四 岡谷繁雄氏)

信濃国 相馬家文書

佐久郡下海瀨村

本文書は、下海瀨村年番名主の一人であった相馬家伝来の文書を、原蔵者相馬昭夫氏からのお申出によつてこのたび当館が受託したものである。この文書は、原蔵者の厳父故内藤善七氏が内藤姓のまま夫人の生家相馬家を継いだため、かつては内藤家文書と呼ばれていたものであり、「近世庶民史料所在目録」第三輯一四九頁に内藤善七氏所蔵文書として載っているのがこれにあたる。

本文書の内、約千五百点は近世中期から幕末期までのものを中心とした典型的な幕領村方文書で、特に村入用夫銭や普請関係の史料がまともまつている。近世の下海瀨村文書としては、既に同じく年番名主の土屋

家文書(当館所蔵、目録第二十四集)

と旧海瀨村引継文書(佐久町役場所蔵、その大部分は当館でマイクロフィルムに撮影済)とが知られており、これに今回寄託された本文書を合わせれば、下海瀨村文書の大半が復元できるものと期待される。

なお、残りの千点余は、財政書類を中心とした明治期の戸長役場・海瀨村文書、及び書状・証書類を中心とした相馬家の私文書で占められている。(原蔵者〓長野県南佐久郡佐久町海瀨三七二相馬昭夫氏。総点数〓二五三二点)

新収史料

⑥ 信濃国 松代 真田家文書(長野市所蔵)

長野市松代町の真田宝物館(旧真田邸)に保管されている真田家文書については、昭和五〇度以来そのマイクロ写真による収集を続けているが(本誌二四号・二六号参照)、本年度もこれを継続した。前回までと同様に、未整理史料の目録採取を併行させながらの撮影・収集ということで真田邸職員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたし、目録作業には長野県史刊行会にもお世話になった。毎度ながらこれらの方々の甚大な御協力

に対し厚くお礼申し上げます。

今回の収集史料は、(1)明治初年の公用方とそれに引続く松代藩庁の日記一四冊、(2)幸貫が老中在任中の日記一冊、(3)御留守居方の「御用廻状留帳」(文政九年―慶応元年)一二冊、(4)公用方の「御用廻章留」五冊、(5)明治二年に新政府へ提出した支配地関係の各種取調書の扣などである。(史料現蔵者〓長野市。総点数〓六八八点。収録フィルム、一三リール〓七五九三コマ)

⑦ 京都古久保家文書

幕藩体制下の京都は、寛文期の町組再編成の完了・町奉行制設置に伴ない、町奉行所の下役人的色彩を強化した町代が、町組支配に重要な位置を占めた。その寛文八年以降、上京の下西陣組の上町代を世襲した古久保家に旧蔵された史料のうち、京都町觸を留めた元禄五年から文化十年に至る「御觸留」二九冊(うち、享保一六―一八年、天明三―七年、寛政元―五年、文化二―四年分を欠く、元禄五年―嘉永三年の「御觸頭書」一五冊、および延宝三年から文久三年に至る町奉行所内の町代部屋における勤番日記三八冊(該日記は年次に可成り断続がある))を、京都

大学文学部国史研究室・京都市史編さん所収録のフィルムより複製。

(原史料所蔵者) 京都府立総合資料館。総点数八五点、二五リール、一四、六八三コマ)

㊦ 京都新町通六角町文書

江戸時代、下古京八組のうち仲拾町組に属した六角町は、京都の市街を南北に貫通する新町通に面し、応仁の乱後復興した祇園会の山鉾巡行に観音山を出す由緒ある町として知られている。同町に伝存する史料は

京都の各町に共通して残されている元和―明暦の京都所司代廿一カ条・九カ条御觸書、文政公裁書等の町代一件書類をはじめ、六角町の町内文書としては寛永三年以降の家売買之帳、元禄一三年以降の讓状之扣、借屋請状等町民の家屋敷の相続・売買・異動に関する証文・扣帳の類、寛文十三年の町法度以下の式目類、御山新調・修復に関する積金扣帳・仕様帳・作料の書出し・請取書・囃子方勘定帳等の神事関係等が主たるものであるが、この他、組町関係のものとして「中組古米留帳」「古記録集写」等は後年の書写に成るが、中世末から近世初頭以来の京都町々の動静を伝えるものとして貴重である。また

文政以後活発となる下京八組の統轄機関としての惣代文書は、江戸下りの年頭御札・所司代上洛御出迎等の

式法定書、幕末の加茂川筋御渡御手伝上納銀・四条橋掛渡普請入用銀の割賦等に係わるものが多い。なお、この六角町文書は京都市史編さん所のご配慮を得て、同所収録フィルムより複写したものである(原史料所蔵者) 京都市中京区新町通六角下ル六角町北観音山保存会、総点数五五二点一〇リール、七、三〇四コマ)

㊦ 京都錦小路通占出山町文書

下古京三町組に属した占出山町は前出の六角町と同様、「祇園会山鉾次第」に応仁の乱後の祇園会の山鉾巡行に神功皇后山を以って奉仕する町として現われ、現在に至っている。従って神功皇后所縁の縁起・由来書の類を多く含む神事関係の書類が目立つのを特色とする。この他の町内文書としては、寛文―貞享年間の方式目帳が古い年代に属し、明和四年の家屋敷沽券写、文化七年民図帳、文化一四―明治五年の讓証留等が残されている。組町関係のものは、天明元年所司代御迎仕法帳、寛政十年寄合仕法帳等のほかは概して化政期以後のものに限られ、下古京八組の

質素儉約条目・大割集会定式等の調印帳の類が多い。なお本文書も京都市史編さん所収録フィルムに拠った。複写の許可と便宜を与えて下さった同所に深甚の謝意を表したい。(原史料所蔵者) 京都市中京区錦小路通鳥丸西入占出山町、総点数一〇三点、五リール、二二二六コマ)

㊦ 三河国渥美郡小塩津村文書

渥美半島の先端伊良湖岬に近く、遠州灘に面した小塩津村は、享保十一年三月志摩国鳥羽城主松平丹波守から赤坂代官所へ引渡しとなった際に提出された指出帳によれば、慶長十年清水権之助初帳以来、延宝三年迄屢次の検地を経ているが、当時の村高は本田で三二一石余、反別三〇町余で、うち畑方が七四%を超える。そして米六石九斗八合の網方高があり、この運上金七兩式歩は年々村請と記された半農半漁の村である。概ね幕領であるが、天明期に村高の一部は旗本本多氏(八王子領)・同諏訪氏(永良領)に分給されている。御用留は享保十年以降慶応三年迄、二三冊。他に慶安二年以降の年貢免状、享保十三年以降の皆済目録(史料所蔵者) 愛知県渥美郡渥美町小塩津区、総点数二〇〇点、八リール、

四四六二コマ)

㊦ 河内国 山沢家文書 下小坂村

前年度収録の山沢家文書の続きである。

内容は旗本石丸家関係としては天明七年の官里記録、弘化三年の石丸家記録、弘化以降の殿様勝手向関係の史料があり、この他に天保二年―嘉永七年の江戸御用状至来扣が纏っている。

土地関係としては慶長一三年九月の北小坂村検地帳、寛永一九・寛文五・天和元・享保一三・同一五(写)年の下小坂村検地帳、元禄四・正徳二・享保一五・天保一二年の小前帳、宝暦三・寛政一一年の小前高帳、元禄一六・宝暦八・寛政一一・文政六・明治六年の水帳、延享元年の名寄帳、宝暦九年の地並帳があり、戸口関係としては宝暦一〇―寛政三年の宗旨御改帳がある。その他に下小坂村の天保一一年―安政四年の御勘定帳がある。

撮影に当り御好意を賜った関係各位に深謝いたします。(史料所蔵者) 東大阪市下小坂七七一 山沢正雄氏、東大阪市役所市史編纂室寄託、総点数一〇〇点、収録フィルム一〇リール、六六四三コマ)

受贈図書

昭和五十二年度 (二)

大日本史料 第一編之二十・第三編之十九・第九編之十五・第十二編之四十七

〔東京大学史料編纂所〕

大日本古文書 家わけ第十七 (同右)

大日本古記録 猪隈閑白記三・言経卿記

十 (同右)

大日本近世史料 市中取締類集十二・幕府書物方日記十二・編脩地誌備用典籍

解題十一 (同右)

大日本維新史料 井伊家史料十 (同右)

保古飛呂比 佐々木高行日記九 (同右)

太田区史 資料編 地誌類抄録(太田区)

岐阜市史 史料編・近代(一) 通史編・民俗

俗

近代名工遺作展 (小松市立博物館)

世界の瓶 古美術に見るくらしの美 芹

沢銚介展 (サントリー美術館)

「房総いまとむかし」展 (千葉県立上総博物館)

博物館)

明治三十六年東京市区改正新設計図 (東京都公文書館)

京都市史 史料編 近代 2

栃木県史 史料編 近代 2

資料調査報告 第四集 (鳥取県立博物館)

日本経済史文献解題 昭和51年版 (日本社務所)

経済史研究所)

台東区史跡めぐり (台東区)

那河湊市史料 第二集

図録長家史料 (石川県穴水町歴史民俗資料館)

長野県教育史 第十二卷 (長野県)

(岐阜県) 白鳥町史 通史編上巻・下巻

長崎県議会史 第6巻

島根県郷土研究者名鑑 (山陰歴史研究会)

日本の四季 (三木家栄)

黄梅山隆景寺誌抄 (香積元清)

日本の船 丸木船から洋式帆船まで・汽船の歴史 (日本海事科学振興財団)

明治天皇紀索引 (宮内庁書陵部)

岡山県の歴史と文化 (岡山県立博物館)

東北の古墳 (東北歴史資料館)

上市市史編集資料 第二十二集

那河湊市史料 第一集

錦絵幕末明治の歴史 六〇九 (講談社)

太陽コレクション地図 江戸・明治・現代 3 (平凡社)

豊田市史 四 現代

日光叢書 社家御番所日記十七 (東照宮社務所)

鹿児島の自然 第一集 (鹿児島県育英財団)

日本塩業大系 史料編 古代中世(一)・近世(二)・特論民俗 (日本専売公社)

(北海道) 古平町史 第二巻

府中市郷土資料集 1 (府中市教育委員会)

新編一宮市史 本文編上・下

Korean Society (国際文化財団)

聖護院関係文書(一) (中村保良)

佐賀県史料集成 古文書編第十八巻 (佐賀県立図書館)

紅型と藍型 (サントリー美術館)

秋田の刀工展 (秋田県立博物館)

観音菩薩 (奈良国立博物館)

歴史のなかの房総 (千葉県立上総博物館)

用例かな大字典 (柏書房)

資料報告書 第四集 (高知県立郷土文化会館)

文化財シリーズ 十六〜十八 (杉並区教育委員会)

天童市史編集資料 第七・八号

日本外交文書 ワシントン会議上 満州

事変・第一巻第二冊 (外務省)

亀戸天満宮史料集 (亀戸天満宮菅公御神忌一〇七五年大祭事務局)

(青森県) 市浦村史資料編 中・下巻

(青森県) 平館村史

苦小牧市史 上・下巻

秋田県戦後行政年表資料 (昭和二十〜三

十) (秋田県)

(千葉県) 四街道町史 兵事編 上巻

珠洲市史 第一巻

諏訪市史 下巻

(福井県) 朝日町史

(新潟県) 上田村郷土誌 (塩沢町教育委員会)

(山形県) 松山町史年表

富士吉田の文化財 その三・六・七 (富士吉田市教育委員会)

皇室と京都 (京都市史編さん所)

京都市域の町村合併 (同右)

日本文化と京都大展観目録 (同右)

富山県における文書館のあり方 (富山県図書館協会)

美人画百年 (福富太郎)

前田利常と小松の歴史展 (小松市立博物館)

内田洋行通信

文化五辰ヨリ文化十四年ニ至ル 上ツイ

シカライザリ・ムイザリ 蝦夷人ウエ

ラ一件写書 (北海道史研究協議会)

町年寄日記之内抜書 天保元年 (同右)

かえらざる川 草稿Ⅲ 佐呂間湖 (オホ

ツク文化の会)

元三戸県について考察する (石崎宜雄)

北奥県・考 (同右)

下野の民具 (栃木県教育委員会)

栃木県立郷土資料館郷土資料調査報告

第二集 下野の漁撈習俗 (同右)

所沢市史調査資料 一〇一〇

市史編纂調査報告 第一一二集〔東松山市〕

山市

(埼玉県) 鷲宮町史資料 第一三集

品川宿調査報告書 (一)〔東京都教育委員

会〕

三奈市史調査資料(近世編) 第一二二集

集

近世領国貨幣研究序説〔榎本宗次〕

(北海道) 札文町史

一関市史 第六巻

(宮城県) 多賀城町誌

尾花沢市史資料 第一三輯

福島県議会史 昭和編 第六巻

(以下次号)

第二十三回近世史料取扱講習会開催される

九、十月、京都・東京二会場で

当館主催の表記講習会は、左記要

項により二会場各四〇余名の受講者の参加を得て開催され、所期の成果を挙げて終了した。

〔開催要項〕

(一)趣旨

公共機関などにおいて、近世史料を取り扱う事例の増大にとともに、これに関する知識技能の向上が要請されている現状にかんがみ、当該関係者に近世史料の概要、読解、調査、収集、整理、分類、保存管理などに関する基礎的な知識技能を取得させ、近世史料の保存、利用などの効果を高めるためにこの講習会を開催する。

(二)期間および会場

A 昭和五二年九月二六日(月)―

九月三〇日(金) 京都府立総合資

文学部教授 北島正元

(4) 近代史料概論〔I〕…京都大学

経済学部教授 中村哲

(5) 近代史料概論〔II〕…立命館大

学経済学部教授 後藤靖

(6) 史料の補修…元宮内庁書陵部専

門官 遠藤諦之輔

(7) 史料取扱いの科学…東京国立文

化財研究所修復技術部長 西川

杏太郎

(8) 近世の民俗資料…駒沢大学文学

部教授 桜井徳太郎

(9) 史料読解(幕藩・村方・町方)

(10) 史料の整理・管理

(11) 史料の分類

(9)~(11)…当館教官担当

B 東京会場

(1) 古代中世史料概論…法政大学文

学部教授 豊田武

(2) 近世史料概論〔I〕…東京大学

史料編さん所教授 山口啓二

(3) 近世史料概論〔II〕…東北大学

文学部教授 渡辺信夫

(4) 近代史料概論〔I・II〕…神奈

川大学経済学部教授 丹羽邦男

(5) 史料の補修…元宮内庁書陵部専

門官 遠藤諦之輔

(6) 史料の保存科学…高松塚保存対

策調査委員会 岩崎友吉

(7) 近世の民俗資料…駒沢大学文学

部教授 桜井徳太郎

(8) 史料読解(幕藩・村方・町方)

(9) 史料の整理・管理

(10) 史料の分類

(8)~(10)…当館教官担当

なお、両会場では、いずれも座談

会と施設見学(京都府立総合資料館、

国立史料館)等を実施。

集

報

○昭和五二年年度事業(その二)

一、史料の受託・収集

岡谷繁実文書、信濃国佐久郡下海瀬村

相馬家文書(名主)、計二件の受託を受け

たほか、信濃国松代真田家文書(大名)、

京都新町通六角町文書(町会所)、京都古

久保家文書(上町代)、京都錦小路通占出

山町文書(町会所)、三河国渥美郡小塩津

村文書、河内国若江郡下小坂村山沢家文

書(庄屋)の六件についてマイクロフイ

ルムによる収集を行なった。内容などの

概要については本号二一―三頁に収載。

二、史料の所在調査

五二年八月の茨城県における第一次調

査(既報)につづいて第二次調査は、静

岡県浜名郡新居町戸長役場文書・高須家

文書を対象として五三年一月三―一五

日神奈川大学教授丹羽邦男氏他のご協力を得、当方からも浅井潤子が参加して調査を実施した。調査の概要については別掲四―七頁を参照されたい。

また各地で印行されている近世史料目録の調査・収集を実施しているが、本年度は寄贈・複写コピー購入等により約七〇冊を収集した。実施に際しご尽力下さった関係各位に深謝いたします。

三、第三回近世史料取扱講習会実施

本年度の講習会は五年九月二六―三〇日に京都府立総合資料館、一〇月一七―二一日に国文学研究資料館で開催された。実施にあたり会場提供をはじめ運営万般にわたつてご協力、ご援助をいただいた京都府立総合資料館の各位に深謝いたします。

四、定期刊行物

1 『史料館所蔵史料目録』第二十八集
に『信濃国松代真田家文書』(その一)を収録。

2 『史料館研究紀要』第一〇号

取載内容は次のとおり
甲州道中における商品流通の展開と運輸機構―甲州郡内地方を中心に

― 安藤 正人
常陸国における太閤検地の実態

山田 哲好

享保改革期の米価政策からみた江戸の位置―米会所存廃の顛末―

鶴岡実枝子
翻刻 寛政三年五月序 安井 宗二
(大伴大江丸) 『きのふの我』
藤村潤一郎

昭和五一・五二年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告
近世史料の体系化に関する基礎的研究

3 『史料館報』第二十七号(五二年一〇月一五日)、同二十八号(本号)

五、研究会
第一四回(52・9・20)
近世史料取扱講習会の予備報告

第一五回(52・10・27)
寛文御朱印留の筆耕要項について
大野 瑞男

第一六回(52・11・24)

龍門社資料Ⅱ日本実業史博物館旧蔵資料の取扱いについて 深川美枝子
第一七回(52・12・6)
伊豆国内浦史料の分類について
大藤 修

第一八回(52・12・20)

信濃国松代真田家文書の分類について
第一史料室

第一九回(52・2・21)
史料館の将来構想と課題
大野 瑞男

〇評議員会

五三年二月九日、本年度評議員会議史

料部会が国文学研究資料館において開催され、昭和五二年度史料館事業報告、昭和五三年度予算内示について、その他についての議事が評議された。

〇人事異動

◇昭和五三年三月一日付

北海道大学文学部へ転出 井上勝生

〇文部省科学研究費交付

◇一般研究(B) 五〇万円

近世史料の体系化に関する基礎的研究(前年度よりの継続)

代表者 榎本宗次(分担者八名)

本年度は左記の史料調査を行なった。

第一班

山形県鶴岡市郷土資料館 酒井家関係史料

愛媛県宇和島市伊達事務所 宇和島伊達家文書

第二班

京都市京都府立総合資料館 町代古久保家文書

京都市京都市史編さん所 占出山町文書、古久保家文書(但し同所収録フィルム)

第三班

長野県南佐久郡白田町 井出家文書

甲府市山梨県立図書館 甲州文庫・頼生文庫

山梨県西八代郡三珠町 太田家文書

茨城県竜ヶ崎市川原代町 木村家文書

香川県三豊郡大野原町 佐伯家文書
調査に際しては史料館所蔵の関係各位から格別のご配慮とご協力をいただいた旨を記して深甚の謝意を表したい。

なお右の科研費による研究は本年度をもって終了し、その成果の報告の一部を今年度の『史料館研究紀要』第一〇号に収録した。

閲覧業務停止のお知らせ
書庫内燻蒸、図書点検の実施にとまない、左記の期間の閲覧を停止する予定ですのでお知らせいたします。
四月二六日(水) から
五月四日(木) まで

史料館報 第二八号
昭和五三年三月二日発行
編集・発行
東京都品川区豊町一ノ二六ノ一〇
国文学研究資料館内
国立史料館
電話(七八五)七二二二(代)
印刷所
東京都文京区小石川一ノ三ノ七
勝美印刷株式会社
電話(八二二)五二〇一(代)